第1回三条市学校適正規模検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成27年6月3日(水)午前10時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 大会議室
- 3 出席者 雲尾周委員、木宮隆委員、小林斉子委員、吉田久一郎委員、倉重幸市委員、 白鳥賢委員、吉田広幸委員、原田大助委員、山井修委員、髙橋絵美委員、 佐藤操委員、小林修委員、飯田満委員、竹內行一委員、大原貞雄委員、 髙橋誠一郎委員、吉田一弥委員、石崎順一委員、安藤正之委員
- 4 欠席者 熊倉直信委員
- 5 説明のための出席者

長谷川教育長、久住教育部長、笹川教育総務課長、樋山小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、大橋教育総務課長補佐、大谷教育総務課庶務係長

- 6 傍聴人 9人
- 7 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 教育長あいさつ
 - (4) 自己紹介
 - (5) 委員長の互選
 - (6) 職務代理委員の指名
 - (7) 議事
 - ア 学校適正規模検討委員会の運営について
 - イ 国が規定する学校の適正規模について
 - ウ 三条市の学校適正規模等に関する検討経過について
 - エ 三条市の学校規模の現状について
 - (8) 次回検討委員会の日程について
 - (9) 閉会
- 8 審議の経過及び結果
 - (5) 委員長の互選

(久住教育部長)

委員長の選出の方法は、いかがいたしましょうか。

一事務局一任の声あり一

(石﨑順一委員)

これは一任できませんので、候補者を指名してもよろしいでしょうか。

(久住教育部長)

今、事務局一任という声と候補者の指名という声がありましたが、どなたの指名ということでしょうか。

(石﨑順一委員)

木宮隆さんを指名します。

(久住教育部長)

事務局一任と木宮隆様を指名するという声があがりましたが。皆さん、いかがいたしましょうか。

(小林斉子委員)

事務局一任という声には反対です。互選となっておりますので、ぜひともこの会で推薦という形をとりたいと思います。

私は、平成 20 年の教育制度等検討委員会、それから、昨年度の教育基本方針等検討委員会等の委員長を務められました雲尾さんを御推薦申し上げます。先ほど木宮さんの御推薦もありましたので、私は雲尾先生を推薦いたしますので、この二つについて皆様にお諮りをお願いします。

(久住教育部長)

今、小林斉子委員から、雲尾周様の委員長の推薦がございました。そこで木宮様、雲尾様、 2名で諮りたいという御意見も出たんですが、お2人で選出をするということでよろしいでしょうか。

一承認の声あり一

では、そのようにさせていただきたいと思っております。

―推薦理由を求める声あり―

(久住教育部長)

今ほど、雲尾様の推薦理由は小林斉子委員から述べていただきました。それでは石崎様、木 宮様の推薦理由をお願いできますでしょうか。

(石﨑順一委員)

今回この委員会を開くに当たり、三条市にとっての学校の適正規模の基本方針を決めるというふうな、先ほど教育長からお話がございました。それにつきましては、地元をよく知っている方のほうがより良い導きを引き出せるのではないかというふうに考えますので、当市出身になります木宮隆さんを推薦したいと思います。

(久住教育部長)

それでは、挙手により選出させていただきたいと思います。

―挙手による選出の結果、雲尾委員に決定―

(久住教育部長)

それでは雲尾周様、委員長席の方へ移動をお願いします。

(雲尾委員長)

ただ今委員長の互選という中で、委員長に選出していただきました、新潟大学の雲尾周でございます。

教育制度等検討委員会、教育基本方針等検討委員会など、さまざま委員会で三条市に関わらせていただきまして、三条市の方々にとって最も良い解を見据えるということが、この委員会の義務かと思いますので、皆様そういう点で活発な御審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(久住教育部長)

これからは、雲尾委員長から進行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(6) 職務代理委員の指名

三条市学校適正規模検討委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、委員長が小林修委員 を職務代理委員として指名した。

(石﨑順一委員)

質問よろしいでしょうか。今回、職務代理委員ということで、前回の委員会では副委員長という形で決められたかと思うんですけれども、副委員長ではなくて、なぜ職務代理としたのか、 説明していただけますでしょうか。

(笹川教育総務課長)

今回の委員会につきましては、学校適正規模検討委員会ということでございます。石崎委員が申し上げた副委員長というのはどこの会のことでお話をされているのか、ちょっと私はわからないことがあるんですけれども、今回の委員会につきましては設置要綱に基づいて行わせていただきます。そこで、設置要綱第5条第3項に、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということで、職務代理ということで、今回は呼ばせていただくということでございます。

(石﨑順一委員)

今、どこに書いてあるかわからないとおっしゃったので申し上げますけども、平成 19 年度 にこの検討委員会を開会したときの規定の中にこのような記載がありましたのでお聞きしました。 先回は副委員長という形にしたのを、今回職務代理にした理由がちょっとわかりません でしたので、お聞きしました。

(7) 議事

ア 学校適正規模検討委員会の運営について

笹川教育総務課長が説明

(飯田満委員)

情報公開、大いに結構かと思います。会議の運営及び公開、一般原則として情報を積極的 に市民に提供、あと、透明性を確保、市民参加の推進を図ると、これは大いに結構かと思う んですが。6月1日付けの某新聞にこの会の設置についての記事が載っておりました。そこ に委員名簿が載っとるわけでありますが、氏名、年齢、住所、備考という形で、年齢、住所 も書かれておりました。住所につきましては何丁目何番地とはないんですが、これは今回、 情報公開に値するものかどうか。私はどうもおかしいと思ったんですね。内部資料としても 名簿には年齢も住所も載っていない。 私どもがその検討の上で必要であるということであれ ば内部資料に載っており、それが公開された、納得できるんでありますが。この新聞を見た ときに驚きました。新聞社が独自に調べてこういうふうな記事になったのか、それとも事務 局が年齢、住所までも載せたという形なんだろうか。これについて確認をしたいと思います。 意見もつけ加えれば、これは必要ないと、内部資料で出されたもの、それで限定すべきだ ったんではないか。例えば私の場合は長岡市高町とまで書いてあるんですが、高町には飯田 は1件しかございません。あと、年齢が59となっているんですが、私は校内でも退職だなん てことは一言も言ってないんですね。これは年度末までこのままばっちり務めるんだと、そ ういう気持ちでやっているわけなんですが、ここで出たおかげで、何人かの方が、先生、退 職だったんですねってお話がありましたし。某保険会社といったらいいでしょうかね、そち らから退職者対応でいろいろあちこちくるんですが、そういうとこからも、先生、退職だと いうことなんでという話が来たりしています。まこと情報公開には値しない。これについて は、十分注意をしていただければということでよろしくお願いします。

(笹川教育総務課長)

こちらの資料につきましては、先日行われました教育委員会の定例会のときの名簿という ことで、提出をさせていただきました。原則、公開という形でございまして、委員名簿につ きましても、住所と年齢につきましては公開でやらせていただいたものでございます。

なお、いろいろと個人情報の関係で非公開の部分についてはそれなりの理由がございますけれども、今回につきましてはそちらの情報には該当しないということで、判断させていただきまして、教育委員会の定例会に出させていただいた資料をそのまま、報道関係も来ておりますので、出させていただいたというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

(小林斉子委員)

今、飯田先生御指摘のとおり、1日の新聞に年齢が出ました。教育委員会そのものがそう

いうお考えなのかどうかわかりませんが、この適正規模の検討委員会以外にも、教育委員会から提供されたものが全部新聞に出た経緯がございます。それは、こことは直接関係ないんですけども、それが基本的な教育委員会の考え方から出たものだというふうに思います。直接その会議をオープンにするってことは大変結構で、透明性、それから市民への周知の中では大変結構で、今日、それでもってこれだけ傍聴の方がいらっしゃって、関心の高さを物語っているわけですから、私は歓迎いたしますが、必要最小限、住所、前みたいに諏訪2丁目まで出ましたから、そこまで本当に必要なのかどうかも含めて、教育委員会の本筋のものだと思いますので、今日、このことに関してはもう出ましたから結構ですが、関係ないようなお話をしてるかもしれませんが、教育委員会の本質だと思いますので、その分をきちっと検討した中でこの部分を盛り込んでいただければというふうにお願いしとうございます。

(笹川教育総務課長)

今、御意見をいただきましたので、そちらにつきましては教育委員会の会議で検討させて いただきまして、次回、お答えさせていただきたいと思います。

(飯田満委員)

私もお願いということで、先ほども話をしたんですが、教育委員会でこの委員の選定に当たって、年齢、住所等、必要だったとは思いますが、公開されるのはわかっているわけでありますので、だとしたならば、この部分、資料として名前、役職、口頭で年齢とか、住所等でするとか、何か工夫が必要だったんではないでしょうか。もう少しお考えいただければと思います。

(雲尾委員長)

あと、もう一つございまして、委員の皆さんに一応同意を得るのが、どの情報までが公開されるってことは同意を得る必要がございますので。ですから、みんな住所が出るとか、年齢が出るということに事前説明が本来はあるべきだということでございますので、教育委員会の方針か、市の方針かはわかりませんけれども、そういった点は検討していただきたいと思います。

(小林修委員)

この委員会そのものの名称が、三条市学校適正規模検討委員会であります。三条市の学校 適性規模等を検討していくんだろうと思うのですが、非常に三条の子供たちを、三条の町を どうしようかという極めてデリケートな問題であると思いますので、十分な審議を尽くして、 市民に、そして、それぞれの学区民に話ができるようにしていかないといけないんだろうと 思っています。それで、私ども先ほど、委嘱状をいただきましたし、それから、私、校長会 長をやっているので、事務局が来られたときも、または、広報さんじょう等で公募委員を募 集するときも、3月31日までの予定でという話があったと思うのですが。スケジュールを見 ると非常に検討委員会が、今日1回示したら、6月末、7月末やったら、パブリックコメントだということで。それでもう8月の末にはということで、一度、二度の話し合いで、これは決めていい問題なのだろうか。何か先ほど教育長のお話でも、さっきも言いましたが、私たちに幅広い意見をお聞きしながらとか、非常に前向きなお話があって、ありがたかったと思っているんですが、これでは何か委員会の地位を借りようとしているのかというようなことが、ないような気がします。

私は、事務局が説明に来られたときに、2月いっぱいまでというか、3月頃まで話し合いをする予定でいたように思っているのですが。一度、二度の話し合いで終わりにするような委員会であってはなかなか三条の子供たちのことを考えていく委員会にならないのではないかと思うので、その辺、何か事務局から今一度、スケジュールの説明なりを御説明願えればありがたいと思っていますが、よろしくお願いいたします。

(笹川教育総務課長)

委嘱状の任期につきましては今年度末の3月31日までということで皆様方に御委嘱を申し上げたところでございます。こちらの問題につきましては、平成20年のときに教育制度等検討委員会がありまして、そちらを基本、踏襲するような形ということで私どもは考えておりますし、また、文科省からも適正規模・適正配置の手引が出ております。そういう面で一からやるのではなくて、そちらを活用というか、盛り込みながらということで考えさせていただいておりまして、6月と7月で議論を尽くしていただいて、早めに方針というのを決めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(原田大助委員)

前回の三条市教育制度等検討委員会は、ここに書いてあるとおり12回にわたって協議されたということが書いてあります。今回、あまりにも少なすぎるんじゃないかと。私たち保護者、また子供たちや地域住民の将来でもありますので、こんなに簡単な4回で、今日が終わるとあと3回しか行われないっていうのは、またこれをどこに、また地域に持って帰って説明していいのか私たちも困ると思いますので、このスケジュールはちょっと乱暴なんじゃないかなと思っています。

(小林修委員)

私の質問、ちょっと合ってないような気がするんですが。先ほど、教育長は御挨拶の中で、 最終報告というか、その、平成20年のものを尊重しながら、文科省から出た手引を参考にし てというような話があったんですが、今ほど、事務局、笹川課長は平成20年を踏襲するとか、 文科省から手引が出ているとかいう、極めて数字的なものだけで判断しようとしていると思 うのですが、私ども、それこそ、この後話し合いに出るでしょうが、資料3の国が示した手 引にしても、または、これが出た後、泉田県知事が出している談話にしてもそうですが、地 域の事情なり、地域の話をよく聞いて決めてくださいと言っているのに、手引だとか、踏襲するとかだというんだったら、この委員会いらないで、これに従えと、教育委員会、皆さんが言ってるのに従うというようなものですので、何か学校を預かる者として、地域住民と良い学校をつくろうという、学校を核にしながら、学校を任されている者としては、何か余りに踏襲をするだの、文科省が手引を出したからこれならばいいんだと、委員会のそのものの意義がないような気がしますので、その辺今一度、3回、4回というか、もう1回目この案示して、これが2回な話だと思うんですけども、これではちょっと余りにみんながちょっと納得できるものにならないと思うので、その辺、しっかり考えていただけたらありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

(小林斉子委員)

今日まだ1回目で、資料説明のお話で恐らく今日は終わると思うんですね。あと3回の部 分で、私たちがこの会、この基本方針にどれだけ入れ込めるかどうかということだと思うん ですよ。初めからスケジュールを示さないで、3月31日まで何回やるかという言い方をされ れば、恐らくそこまでかかるんだと思うんですが。このスケジュールを示されたとき、私た ちの身構えというか、気構えとかというものが、それは先ほどの説明でちょっと私も、踏襲 するって言葉にちょっとかちんときたこともあるんですが、それを踏まえた中でこの3回の スケジュールできっちりと私たちの考え、それから市民の考え、いろんな方のお考えをお聞 きする、若しくはそういうものを盛り込んで、文科省の手引もございますが、そういうもの を読み込んだ中で、ここでどれだけの意見が出るかということに尽きると思うんです。それ が3回と区切られると、先ほどから小林委員、それから原田委員が言われたように、今まで のものを踏襲した、若しくは追従したという形にとられがちですので、私たちがこの3回の スケジュールの中でどうやってそれを盛り込めるかということはまずもって示さなくちゃい けないということをここで確認をしながら、これはあくまでもスケジュール案ということの 中で、まだこれから延びますよっていう柔軟性も必要なのではないかというふうに思います。 3月31日いっぱい、私たちの任期はありますが、ここのスケジュールが少し柔軟性をもった 中でやれるんだというような示し方をされないと、とても大変タイトな形になって、先ほど 言われたような意見が全面に出てくるというふうに思います。その辺、きちっと事務局の方 が、あまり文科省とか、それから、平成20年度の答申の部分を強調されますと、皆さんがそ ういうふうにお考えがちょっと狭まるような形になると思いますので、十分な意見を聞く、 この3回の中でということをまず前提において、それでもなおという形をとっていただけれ ばというふうに思います。

(久住教育部長)

私どもが大体3回から4回でスケジュールを組ませていただいた根拠につきましては、先

ほど、平成20年2月に答申をいただいた教育制度等検討委員が大体12回ぐらい行われたわけなんですけれども、そのときの項目というのが非常に大きい。まず、検討項目が大きいもので3点ありました。その中でまず教育制度に関することということで、小中一貫教育に関することです。それと、検討の2項目として学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること、それともう一つは教育内容の体系的編成に関するということで、本当に大きな課題3つを約1年間、結局12回ほどで審議をされたという中で、そうしたベースもある中で、私どもは今回の方針を、そのときは最終報告というままになっておったものですから、それを市の方針として策定をしましょうということで、大体このときの審議を目途に、今回の適正規模等の審議をするのであれば、このぐらいで皆さん方と審議ができるのではないかということで、予定として立たせていただいたものでございますので、今後また審議を密にさせていただきながらスケジュールを立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(石﨑順一委員)

2点、お伺いします。まず1点目、このスケジュールの9月以降はどういう予定を立てられているのか、もしわかりましたら御説明をお願いします。

(久住教育部長)

この委員会は、方針の案について、御意見をいただいたということであれば、任期は3月 31日でございますけども、この委員会は終わりということになります。

(石﨑順一委員)

2点目、資料の4という形で平成20年に最終報告をまとめておられます。この最終報告の中に、後でいいかと思いましたが、出てきていますので申し上げたいと思うんですけども。まずこの最終報告が十分であるかどうかを問いたいと思います。

(雲尾委員長)

資料の4のところですか。資料4の内容に関することでございますか。

(石﨑順一委員)

この資料がベースになるかどうかの話をさせていただきます。十分、今回のどの面を検討 しようとしているのかがはっきりしませんでしたので、ちょっとお尋ねしてみました。じゃ あ、資料4のところになるんですね。わかりました。

(雲尾委員長)

内容に関しての質問はそのときでよろしいでしょうか。

(石﨑順一委員)

今、そういうお答えをするので、そういたしました。

イ 国が規定する学校の適正規模について

笹川教育総務課長が説明

(石﨑順一委員)

今、資料について御説明がございました。第1章、第2章とお聞きしておりましたけれども、大事なところが少し声が弱まるというか、うまくお話にならないというか、そういう印象を持っております。と申しますのは、第1章の2番、学校規模の適正化に関する基本的な考え方でございます。その中で、2の教育的な観点、2番目の地域コミュニティの核としての性格への配慮ということでございます。後段に「学校教育の直接な受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます」と、このように記載されております。

先ほど聞いておりますと、いろんな数字等はいろいろ出されるんですけれども、数字に関してはそのまんまだと思うんですが、先ほど、小林斉子さんのお話もございました、この短い期間の中で多くの意見を聞いて、集中して審議するというお話がございました。その中で地域とともにある学校づくり、当三条小学校ではそれを目指してずっとやっておりますけれども、これに関してもいろいろ集会など開いてお話などを聞いております。各地区ともそのようなことをなされているかと思いますけれども、なかなか市民の声、皆さんの声を拾うのは時間がかかります。その中で、今回のスケジュールの中でこの示された手引による保護者、地域の方の声を拾うというのは大変時間がかかるんですよね。それについてはどう、これは聞くことではないのかもしれませんが、そこを大事にしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小林修委員)

事務局に聞きたいんですけど、何かこの説明したことでもう話は終わりで、ここで質問なかったら終わりなのか。それとも、最初に私が言わせてもらったように、私たち学校現場から来ている者が学校の子供の実情だとか、今、話のあった地域とともに特徴ある学校づくりをしているとかいう活動のことを述べるためにきっと来ているんじゃないかと思うんだけども、雑駁な説明でということで、雑駁なままで終わってしまって、どこでそんな話をする場所なんだろうかというのが見えてこないのであります。この後、どこかでというか、何かこれが終わったら地域に説明しないで全て終わりました、次回は何かあったら言ってください、じゃあ、ありませんねじゃなくて、何か議論するような場というか、ここで意見を求めてもらったのを、というか意見を言う場所をどこで言えばいいんだろうかというようなことが見えてこなくて、どこで言えばいいのかなというふうなことで、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(小林斉子委員)

今の石﨑委員と、それから小林委員がお話になられた、これは文科省の手引ですよね。手引の雑駁な説明とおっしゃったのが、手引の説明をしていただいたんであって、この手引の性格を考えればよろしいことではないんですか。これは検討するに当たって、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を鑑みて手引書をつくりましたよと書いてあるわけですから、今の時点ではそういうことではないんですよ。石﨑さんがおっしゃった、そこだけ薄かった、濃かったって、声の強弱でおっしゃったのかわかりませんが、そういう意味ではなくて、全体的な中でそうお感じになったのは仕方ないとしても、今言われた、手引のもってる意味をこの場所ではこれを理解することではないでしょうか。今はこれから審議をする中での必要な資料の説明をされたと私は理解しております。

(笹川教育総務課長)

今、御説明させていただいておりますのは、あくまでも国が出された手引の関係についてを説明させていただいたものであって、まず本日につきましては、国が示した手引の使い方の説明をさせていただくのと、平成20年の教育制度等検討委員会最終報告の関係を説明させていただいて、それでは今現在の三条市における学校の子供たちの学級数とか人数とか今後の見込み、推計ですね、そちらのほうを本日、現状として提供させていただくということで、次回はいろいろと御意見を伺うというような形で考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

(小林修委員)

5ページの1点だけですが、5ページの一番最後のところといいますと、できましたら、今、小林斉子委員のほうからもあったように、これはあくまでもということなんですけども、一番最後のところに、この手引書が機械的に活用されることが適当ではないんだということも含めて、何となく最初にきっと石﨑委員がおっしゃられたのは、そういうことも足りてないんではないかと言われたと思うので、何とか数字的なことだけでなくて、心あるというか、みんな活動も含めて聞いてもらえたらありがたいなというのが我々校長会の意見でありますので、一つよろしくお願いいたします。

ウ 三条市の学校適正規模等に関する検討経過について

笹川教育総務課長が説明

(石﨑順一委員)

8ページと9ページについて御説明がございました。報告を出された平成20年2月に、平成19年度なんでしょうけども、検討委員の方が検討したことで、このような形になっていると思います。その中で、例えば、「子供の集団活動からの視点」、「教育活動からの視点」、「学校運営の教職員の配置からの視点」を読んでみますと、十分そうだなと、一般論としては十分理解できるんですけれども、このときの三条市の学校の実情はどうだったんだろうと

いう視点がまるっきり見えなくて。というのは、最終的に学級数が決められましたけれども、最初の1ページの中ほどにあります検討依頼事項に、またこの適正規模の施設整備、どうあるんだってことについては、「小学校は12学級以上、中学校は9学級以上が望ましい規模とする中で、通学区域については、国の基準を基本とし」その次です、「今後、地域住民や学校現場の意見を踏まえ、決定するものといたしました」とございます。ということは、地域住民や学校現場の意見はその検討会の中ででは、わからなかったということでしょうか。

(笹川教育総務課長)

こちらにつきましては、三条市全体としての方向性ということで報告をいただいておるものでございます。そのことを踏まえて下田地区では複式学級懇話会が開催をされて、最終的には荒沢小学校と森町小学校の統合という話に、今の地域の方々からご尽力をいただいて、平成26年4月に新生森町小ということで統合に今結びついていったということでございますので、これを、協議する段階ではそれぞれ個々のものということではなくて、総論的、全体的な、基本的な方針ということでの検討ということで、今、おっしゃられた地域の方についてはその後という形でございますので、その辺は御理解いただければと思います。

(石﨑順一委員)

そうしますと、具体的に統廃合という形が出たときに地域の中から話し合いを設けて、話 を聞いた中で進めていくということでよろしいでしょうか。

(笹川教育総務課長)

今回のことについては統合というのはこれからになると思いますけれども、私が今、御説明させていただいているのは、あくまでも平成20年に教育制度等検討委員会から最終報告をいただいた中でのことをお話をさせていただいたものでございますので、そちらの平成20年のときには全体的なものを、方向性を出させていただいて、それに基づいて地域の方で我々が説明をしていくという形になっていくということで、私は認識しておるところでございます。

(石﨑順一委員)

それはわかりました。そのときがそうだったという形で進められた。では、今回の場合は 改めて、先ほど統廃合の話がごさいましたので、それでちょっと確認しておきたいとも思っ てお話させていただいたわけですけども、改めてその件については、この委員会によって諮 るっていうことでしょうか。

(笹川教育総務課長)

今回、皆様方にお願いしておりますのは、学校の適性規模、適正配置に関する基本方針ということで、三条市全体の形がどうあるべきか、基本方針の案ということで皆様方から御意見をいただいて、三条市全体として取り組んでいく方向性について、御意見をいただきたい

というところでございますので、よろしくお願いいたします。

(石﨑順一委員)

今、三条市全体がどうあるべきかという報告で検討していくというふうな御説明がございました。三条市というのは、今、お集まりの方々もそうですが、各地域にいろんな方々がおられます。その集合体が三条市であると私は考えております。その中で、それを考えると、かなり膨大なお話かと思うんですけれども、どんな方法でそれを進められるんでしょうか。小林斉子さんのお話もあったように、個々にそれぞれが自分の周りの方々と、そういう話を広げて、子供たちにどうあるべきかということを聞いて回った中で、それを集約する形でこの場で発言をしていくっていう話が、それを集大成した中で三条市としてはこうであるというふうな見解をつくっていくってことでしょうか。

(久住教育部長)

この委員会とはどうあるのかというところに関わるというふうに思っておりまして、委員の方々がどなたかの意見をみんな集約してここに出なければいけないということではございません。ここにいる皆さん方個人、それぞれが、例えば地域の代表として来られている、学校の中で何名、例えばPTAでも何名、また、今度小さいお子さん、幼児期の保護者の方も全部のところから出ているわけではございませんので、そうした中の、委員、こういう立場の方達がこういう意見なんだということをまず拾い上げるための、委員会でございますので。それで個人の委嘱とさせていただいているところでございます。

具体的なことにつきましては、先ほども課長の方から申し上げましたが、今回はこの皆様の議論になる、今現在の三条市の基準といいますか報告をいただいたものを今踏襲しているわけでございますので、その最終案はこういうものだということを理解していただくことと、国の方でもこういう規模がいいのではないかというようなことで進めたらどうかというような手引も出された。そうしたことを皆さん方で考えていただいて、今後、私どもがこうしたもので三条市全体の適性規模、適正配置をこうしたらどうかというものに対して、御意見を今後いただければと思っています。

エ 三条市の学校規模の現状について

笹川教育総務課長が説明

(石﨑順一委員)

今回出されました資料は、全て数字のものでございました。これ以外に資料の出る予定は ありますでしょうか。

(笹川教育総務課長)

現在の資料ということで提出をさせていただきましたけれども、また、委員の皆様方から、 こういう資料がという御意見がございましたら、用意をさせていただきたいと思っておりま すので、よろしくお願いいたします。

(原田大助委員)

資料4の適正形態図なんですが、適性規模で小学校 12 学級以上ということが書かれていて、この中だと 18 学級以下というのが示されているんですが、ここは抜けていまして、この、今の資料5で嵐南小や一ノ木戸小も、これは適正規模の範囲に入るんでしょうか、それとも、18 学級以下というものが抜けているんですが、その辺はどうなんでしょう。

(笹川教育総務課長)

国の方は12学級以上18学級以下ということで決まっておりますけども、三条市の報告につきましては上限を設けておりませんので、12学級以上という形です。ですので、こちらの資料5でお示しさせていただいております縦の方に、三条市教育制度等検討委員会最終報告による望ましい規模というところに大規模校のところも入っているというところで、三条の報告の中では入っているということで御理解いただきたいと思います。

(雲尾委員長)

それでは議事全体で、(2)、(3)、(4)は報告あるいは御意見でしたので、議事としては特に承認の必要はないわけです。(1)につきまして、もう一度全体としての確認をとりますと、資料2で示されたスケジュールで原則として4回の検討委員会を予定しているけども、審議状況によっては当然延びることもありうるだろうという形で、その審議を進めていくということで合意をいただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、(1)は議事として認めていただいたということとして、審議全体を終了いた します。

(8) 次回検討委員会の日程について

笹川教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する。

[日時] 平成27年6月23日(火) 午前9時30分

(小林修委員)

できれば、2回目はいいんですが、3回目、4回目があるのであれば、一応、学校のそれぞれ用事もあるので、できれば3回ぐらいまで教えてもらえるとありがたいのですが。

(笹川教育総務課長)

委員長の御都合もございますので、その辺、日程を押さえさせていただきながら、23日の 開催案内のときに次回がいつ頃を予定していますという形でお知らせをさせていただきたい と思いますが、よろしくお願いします。

(雲尾委員長)

次回は6月23日火曜日、午前9時30分から開会するということでございます。それから、 石崎委員の御発言にもありましたように、何か必要な資料、こういうものを資料として用意 してほしいという御要望がありましたら。事務局のどなたにですかね。

(笹川教育総務課長)

本日、お示しいたしました資料以外でもこういうのが必要ということがございましたら、 私ども事務局の方に、私でも、補佐でも庶務係長でも結構ですので、連絡いただければ、御 用意させていただきたいと思いますし、そちらの方につきましては委員の皆様方にも郵送を させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(雲尾委員長)

郵送の関係からいうと、資料請求はいつまでに連絡すればいいでしょうか。

(笹川教育総務課長)

会議は23日ですので、1週間前には資料を発送していきたいと思いますので。その3、4日ぐらい前ですので、来週、10日ぐらい、時間がなくて申しわけないんですけど、10日ぐらい前にこういう資料がというのを私ども事務局の方にお問い合わせいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

(竹内行一委員)

ちょっと確認させていただきたいんですが、先ほど教育部長がここにいる委員は例えば保護者なら保護者、校長なら校長、そういう立場の人たちから選んで、それはこの人たちがこの選ばれたその団体等からの意見を踏まえるのではなくて個人としての意見が欲しいとおっしゃったように記憶してるんですけども、私たち校長は校長会として参加させていただきますので、やっぱり校長会の意見を踏まえなきゃいけないと思うんです。それから、ほかの委員の方々も、この設置要綱を見ますと、地域の代表者、保護者の代表者となっていますので、代表者ということはやっぱりその意見を踏まえる必要があるんじゃないかという気がするんですが、違うんでしょうか。

(久住教育部長)

私の言葉が足りなくて申しわけございません。個人の意見ということではなくて、その代表の意見を全て聴取するとなると、例えば保護者の代表にしても、その学校のPTAなんですけども、ほかにも下田地区があったり、栄地区があったり、全てをお呼びするわけにもいきません。ただ、ほかの人の意見をお聞きをしてというのは、それを踏まえて自分はこう思う、また、お聞きをした意見もこういうこともありましたというのはこの場の代表の方たちが述べていただいてもいいということで、あくまでも、そうしなければいけない、全ての総意でここに来ている、その意見しか述べられないというようなことではないという意味でございますので、よろしくお願いいたします。

(石﨑順一委員)

今の御説明をいただきましたので、今回の委員会も基本そうですけども、いろんな方々の

意見を聞きながら委員会に臨みたいと思うんですけども。今、日程的に23日、資料提出する要請が10日、1週間以内というふうなお話がございました。そういった、日程的にかなりきつい中で、我々が普段こんなことをやりながらも会議の参加を、出席をしております。人を集めるのは大変時間がかかります。数名の方で良ければ少しは聞くのでしょうけども、こういう全体的なことを答申するという会議においては、もっと広くお話を聞いてきたいというふうに思うのですが、スケジュール的にもう少し緩やかにならないものでしょうか。その辺の検討をお願いしたいと思います。

(笹川教育総務課長)

先ほども御説明の中で申し上げたとおり、まずはこちらのスケジュールでやらせていただきたいと思っております。その中でいろんな御意見があろうかと思いますので、議論が活発になってきたときには、場合によっては延長もあるかもしれませんけれども、まずもっていつまでやるんだよという形の案は参考までに示させていただいて、まずはそれに向かって進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(雲尾委員長)

ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、閉会になりますので、事 務局お願いいたします。

9 閉会宣言 午前11時50分